随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和 5 年度 有明海沿岸道路影響施設算定等業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 有明海沿岸国道事務所長 千年 康秀 福岡県柳川市三橋町藤吉495
契約締結日	令和 5年 9月 4日
契約の相手方の 氏名及び住所	東芝エネルギーシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥16,999,400-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥16, 999, 400-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

- 1. 業務名 令和5年度 有明海沿岸道路影響施設算定等業務
- 2. 随意契約の相手方 東芝エネルギーシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
- 3. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
- 4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - (1) 当該業務の目的及び内容

当該業務は、有明海沿岸道路工事に伴い移転の必要が生じた熊本荒尾ソーラーパーク株式会社(以下「事業者」という。)が所有する太陽光発電設備(メガソーラー)等について、本施設の移転における技術的検討並びに移転費用の算定を行い、報告書として取り纏めを行うものである。

(2) 随意契約に付する理由

事業者は、太陽光発電事業を実施するにあたり、太陽光発電設備(メガソーラー)等の設計、土木工事、電気工事及び保守・運用業務これらすべてについて、 (株) 東芝(以下「委託者」という。)と委託契約を締結している。

今回支障となる施設の移転における技術的検討並びに移転費用の算定にあたっては、現況施設の設備、詳細な電気及び配線系統の状況及び把握が必要となるが、当該施設の設計は委託者が行っており、事業者との委託契約上でも機密保持の条項が設けられ、現況施設の状況等については委託者のみが知り得ていることから、他社による移転の技術的検討及び算定は不可能である。

なお、東芝エネルギーシステムズ(株)は、委託者の社内カンパニーの会社分割による分社化により発足した委託者の完全子会社であり、委託者が分社化以前に行っていた太陽光発電等のエネルギー事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売についてすべて継承されている。

よって、東芝エネルギーシステムズ(株)が本業務を行う唯一の相手方と判断 し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意 契約を行うものである。

> (随意契約理由書作成者) 有明海沿岸国道事務所 用地課長